

津市公告第 94 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行するので、津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により公告します。

平成 20 年 6 月 30 日

津市長 松 田 直 久

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成 20 年度防災継第 2 号
津市地域防災情報通信システム（同報系）整備工事
- (2) 工事場所 津市市内一円
- (3) 工事概要 デジタル同報系防災行政無線整備 一式
 - ・親局設備 一式
 - ・遠隔制御局設備 15 局
 - ・中継局設備 3 局
 - ・屋外拡声子局設備 453 局
 - ・戸別受信機設備 400 台
 - 全国瞬時警報システム（J－A L E R T） 一式
 - W E B 配信・公開系システム 一式
 - 電話応答系システム 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から 900 日間
- (5) 予定価格 1, 864, 571, 000 円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成 18 年 1 月 1 日施行。以下「要領」という。）第 4 条第 1 項に掲げる要件を備えていること。
- (3) 要領第 4 条第 2 項各号のいずれにも該当しないこと。
- (4) 愛知県、岐阜県又は三重県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいう。）を有すること。

- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可（電気通信工事業）を受けていること。
- (6) 平成20年度津市競争入札参加資格者名簿において電気通信工事業を希望業種として登載されていること。
- (7) 審査基準日が平成18年10月1日から平成19年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の電気通信工事の総合評定値について、本市の区域内に本店を有する者にあつては800点以上、それ以外の者にあつては1000点以上あること。
- (8) 本件工事において次の要件を全て満たす監理技術者を専任で配置できること。（入札参加申請時において他の工事等との重複をしていないこと。）
 - ア 第1級陸上特殊無線技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
 - イ 電気通信工事業に係る監理技術者資格者証を有すること。
- (9) 過去5年間（平成15年度以降）に官公庁で発注された本件工事と工事内容、規模が類似する工事の元請としての施工実績（共同企業体による工事の場合は、代表者としての実績に限る。）を有すること。
- (10) デジタル同報系防災行政無線の機器製造業者又は同製造業者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の子会社をいう。）であること。ただし、親会社と子会社は、同時に入札参加することはできない。
- (11) 電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項による点検事業者の登録を受けていること。

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 平成20年6月30日（月）から7月17日（木）まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当（059-229-3122）又は津市ホームページ「入札情報」からダウンロード

4 入札参加資格の確認等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ア 提出期間 平成20年6月30日（月）から7月17日（木）まで
 - イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当（059-229-3122）
 - ウ 提出方法 持参によるものとし、郵送によるものは受け付けない。
- (2) 提出書類
 - ア 津市条件付一般競争入札参加申込書
 - イ 電気通信工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が平成18年10月1日から平成19年9月30日までの
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定監理技術者（雇用関係が3か月以上継続していること。）の電
気通信工事業に係る監理技術者資格者証の写し（平成16年3月1日以
降に交付されたものについては、監理技術者講習修了証の写しも添付の
こと。）及び第1級陸上特殊無線技士又はこれと同等以上の資格証の写し

オ 当該配置予定監理技術者との雇用関係が確認できるものの写し

カ 上記2(9)に規定する施工実績を証する書類（工種、工期、請負金額、
工事内容等）

キ デジタル同報系防災行政無線の機器製造業者又は同製造業者の子会社
であることを証する書類

ク 電波法第24条の2第1項による登録点検事業者登録証の写し

ケ 施工計画書

(3) 入札参加資格の審査結果については、文書により通知する。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

ア 閲覧期間 平成20年6月30日（月）から8月4日（月）まで

イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当、津市建設部津北工事
事務所及び津市建設部津南工事事務所

(2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ

イ 購入場所 津市幸町19-14

㈱石原ソフトエンジニアリング（059-226-1166）

6 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限
る。）並びに設計図書購入の領収書の写し等を指定された封筒に封入の上、
一般書留・簡易書留・配達記録郵便のいずれかの方法で郵送するものとし、
持参は認めない。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成20年8月4日（月）まで

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 郵便事業（株）津支店留 津市役所調達契約課宛

7 開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成20年8月6日（水）午後1時30分から
- (2) 場所 津市本庁舎7階入札室

8 入札保証金

入札の際に入札価格の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第15条第1項各号のいずれかに該当するときは、免除する。

9 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

10 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人3者を選定し、該当者に連絡する。

11 入札の無効

要領第15条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

12 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設ける。

13 その他の注意事項

- (1) 入札書は、指定した封筒に入れ、封印し、開札日時、工事件名、入札者の住所（所在地）、商号（名称）、代表者氏名を記入、押印すること。
- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 有（3回）
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) この契約の締結については、議会の議決を要するものであるため、落札

後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。

- (6) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。

津市教育委員会告示第7号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成20年6月27日

津市教育委員会

委員長 中西 智子

- 1 招集の日時 平成20年6月30日（月）午後1時30分から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
 - （1）津市社会教育委員の委嘱について
 - （2）津市図書館協議会委員の委嘱について
 - （3）平成20年度美杉・美里・芸濃地域の小学校の在り方を検討する地域懇談会について

津市水道局告示第 1 2 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 0 年 6 月 1 6 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名 称	所在地	指定年月日
黒部水道工業所	松阪市西黒部町 3 8 3 番地 1	平成 2 0 年 6 月 6 日

津市水道局告示第 13 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 25 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名 称	所在地	指定年月日
株式会社 ツカサ	四日市市日永 5 丁目 12 番 17 号	平成 20 年 6 月 11 日

津市水道局公告第 1 号

津市水道局が執行する建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）に関する必要な事項について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

なお、この公告は事後審査型入札を執行するに当たっての共通事項を示すものであり、個々の入札に付する事項及び入札参加資格等については、別に公告します。

平成 20 年 6 月 23 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

事後審査型条件付一般競争入札共通事項

1 入札参加者に必要な資格要件

事後審査型入札に参加できる建設業者等は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可（建設コンサルタント等にあつては、それぞれの業務に関し法令の定めるところによる登録）及び同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する経営事項審査（建設コンサルタント等にあつては、津市水道事業管理者が別に定める審査）を受けており、かつ、その審査の基準日の前日までに営業年数が 1 年以上あること。
- (3) 津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (4) 当該対象工事等の業種に応じた技術者を有していること。
- (5) 個別の案件ごとの公告（以下「個別公告」という。）から入札時までの期間において、津市から指名停止等を受けていないこと。
- (6) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者（津市から再認定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始を申

し立てた者若しくは決定を受けた者（津市から再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (8) 建設業法その他の法令、規則等に違反していないこと。
- (9) 個別公告において示す参加資格要件を満たしていること。
- (10) その他水道事業管理者が事後審査型入札に係る参加業者として不適当であると認める者でないこと。

2 設計書及び設計図書の閲覧等

建設工事等に係る設計書及び設計図書については、個別公告で示す期間、水道総務課において閲覧に供するほか、当該公告で示す販売店において有償で頒布する。

3 入札参加方法等

- (1) 事後審査型入札においては、入札参加のために事前に申請手続を行うことを要せず、この共通事項及び個別公告において示す参加に係る資格要件を満たす者は、当該公告において示す入札書提出期限までに入札書を提出することにより入札参加できるものとする。
- (2) 入札方法は郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限る。）を指定された封筒に封入の上、一般書留・簡易書留・配達記録郵便のいずれかの方法で郵送するものとし、水道総務課への持参は認めない。
- (3) 封筒は、水道局が配布する郵便入札専用の指定封筒等を使用すること。
- (4) 個別公告で示した入札書提出期限までに津中央郵便局必着とする。
- (5) 宛先
〒514-8799
津中央郵便局留 津市水道局 水道総務課 宛
- (6) 入札回数は、1回とする。

4 入札書

- (1) 指定様式の入札書に、入札日（開札日）、入札人の住所・氏名・印、入札金額、工事名、工事場所及び落札可能件数を記入すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札書は、指定した封筒等に入れ、開札日時、件名、差出人名を記入の上、3箇所の封印をすること。

5 積算内訳書

- (1) 入札書の入札金額に対応した積算内訳書を必ず提出すること。
- (2) 積算内訳書の合計金額は、必ず入札書の入札金額と同額とすること。
- (3) 積算内訳書は、入札書を提出（郵送）する際に必ず同封すること。
- (4) 積算内訳書の審査を行った結果、不明な点があるときは、さらに詳しい積算明細書等の資料提出及び積算根拠の説明を求めることがある。

6 開札の立会い

開札の立会人を、入札参加者の中から選定する。ただし、選定された立会人が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員に立ち会わせ、開札することができる。

7 開札及び落札候補者の決定

- (1) 開札は、個別公告において示す日時及び場所において行うものとする。
- (2) 開札の結果、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、当該落札候補者の入札参加資格の審査のため落札決定を保留し、開札を終了するものとする。
- (3) (2)の落札候補者となるべき者が複数ある場合は、開札立会人によるくじ引きにより、当該複数入札者の落札候補順位を決定する。

8 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (4) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (5) 入札者の記名押印のないとき。
- (6) 入札金額を訂正しているとき。
- (7) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (8) 入札保証金の納付がないとき、又は額が不足するとき。
- (9) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (10) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。

- (11) 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したとき。
- (12) 入札書が提出期限を過ぎて到着したとき。
- (13) 水道局が配布する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (14) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (15) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 入札書に記載された金額と積算内訳書に記載された金額が異なるとき。
- (18) 落札候補者となった件数が落札可能件数に達した以後に当該落札候補者が入札をしたとき。
- (19) 開札後に入札参加資格の審査を行った結果、入札参加資格要件を満たさないことが分かったとき。
- (20) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき。

9 入札参加資格確認資料の提出

落札候補者となった者は、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）及び次に掲げる確認資料を水道総務課へ提出するものとする。

(1) 建設工事の場合

- ア 建設業許可証明書等の写し（支店等業者にあつては、支店等が対象業種の建設業許可を有することを証明する書類）
- イ 配置予定の主任（監理）技術者及び現場代理人等との雇用関係を確認するための書類（雇用保険、社会保険被保険者証等の写し）
- ウ 配置予定の主任（監理）技術者の資格者証の写し（実務経験の場合は、実務経験経歴書）
- エ 専任技術者証明書の写し（建設業許可申請時に必要な営業所の専任技術者調書の写し）
- オ 同種工事の施工実績届出書
- カ 設計図書を購入した際の領収書の写し又は積算内訳書交付済証（水道総務課が発行したもの）
- キ その他入札参加資格を確認するために個別公告で示した資料

(2) 建設コンサルタント等の場合

- ア 建設コンサルタント等に係る登録を証明する書類
- イ 直近決算における現況報告書（副本）の写し

- ウ 配置予定技術者との雇用関係を確認するための書類（雇用保険、社会保険被保険者証等の写し）
 - エ 配置予定技術者の資格証の写し等
 - オ 同種業務の履行実績届出書
 - カ 設計図書を購入した際の領収書の写し又は積算内訳書交付済証（水道総務課が発行したもの）
 - キ その他入札参加資格を確認するために個別公告で示した資料
- (3) 落札候補者は、提出を求められた日の翌日から起算して2日以内に確認申請書及び確認資料を提出しなければならない。
- (4) 落札候補者が提出期限内に確認申請書及び確認資料を提出しない場合、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たしていないものとみなす。

10 落札者の決定

- (1) 落札候補者から提出された確認申請書及び確認資料を審査した結果、入札参加資格要件を満たしていることを確認したときは、当該落札候補者を落札者と決定する。
- (2) (1)の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者のした入札を無効とし、次に低い価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、適格者が現れるまで順次審査を行うものとし、その過程において、同価格の入札をした者が複数ある場合は、別に指定する日時及び場所においてくじ引きを行い、落札候補者の順位を決定する。この場合において、くじ引きを代理人が行う場合は、委任状を提出しなければならない。
- (3) 入札参加資格要件の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認したときは、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知するものとする。
- (4) (3)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日以内に書面により決定理由について説明を求めることができる。
- (5) (4)の説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日から起算して4日以内に回答書により回答するものとする。

11 入札保証金

入札の際に入札価格の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第15条第1項各号のいずれかに該当する場合及びあらかじめ個別公告においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

1 2 契約保証金

- (1) 契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。
- (2) 津市建設工事執行規則（平成18年津市規則第41号）第12条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

1 3 予定価格

予定価格は、個別公告において明らかにする。

1 4 最低制限価格

最低制限価格の設定については、個別公告において明らかにする。

1 5 入札の中止等

- (1) 事後審査型入札への参加に係る業者等が不正の利益を得るために連合し、又は不穏な行動をなす等公正な入札の執行を確保することができないと認めるときは、当該事後審査型入札を延期、中止等の措置をとることがある。
- (2) 天災その他やむを得ない事由により入札（開札）を行うことができないと認めるときは、入札（開札）を中止することがある。
- (3) 入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用、郵送に係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。

1 6 期限の特例

この共通事項において示す期限については、津市の休日を定める条例（平成18年津市条例第14号）第3条の規定を準用する。

津市水道局公告第 2 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 20 年 6 月 23 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成20年6月23日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成20年度 工務第20号 津駅前北部土地区画整理事業に伴う栄町四丁目及び上浜町一丁目地内配水管布設工事			
工 事 場 所	津市 栄町四丁目及び上浜町一丁目 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 D I P φ100mm L=182.9m 配水管布設工 P P φ50mm L=3.0m 仕切弁設置工 φ100mm N=7箇所 仕切弁設置工 φ50mm N=1箇所			
工 期	契約締結の日から 平成20年11月28日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店（本社）		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸｼﾞ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ﾌﾟﾛｸｼﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸｼﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸｼﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（専任配置）	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成20年7月7日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成20年7月7日 まで		
	販 売 店	（株）石原ソフトエンジニアリング 津市幸町19-14 TEL 059（226）1166		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留・配達記録郵便に限る）		
	提 出 期 限	平成20年7月7日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 津中央郵便局留 津市水道局 水道総務課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成20年7月10日 午前9時30分 津市水道局2階 入札室			
予 定 価 格	9,542,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成20年6月23日		工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成20年度 工務第21号 公共下水道事業に伴う半田地内配水管移設工事（その3）				
工 事 場 所	津市 半田		地内		
工 事 概 要	配水管布設工 D I P φ75mm L=82.6m 配水管布設工 P P φ50mm L=360.8m 仕切弁設置工 φ75mm N=2箇所 仕切弁設置工 φ50mm N=13箇所				
工 期	契約締結の日から 平成20年9月30日 まで				
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店（本社）			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（専任配置）		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成20年7月7日 まで			
	閲 覧 場 所	水道総務課			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成20年7月7日 まで			
	販 売 店	（株）石原ソフトエンジニアリング 津市幸町19-14 TEL 059(226)1166			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留・配達記録郵便に限る）			
	提 出 期 限	平成20年7月7日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 津中央郵便局留 津市水道局 水道総務課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成20年7月10日 午前9時45分 津市水道局2階 入札室				
予 定 価 格	11,598,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成20年6月23日		工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成20年度 工務第22号 公共下水道事業に伴う安濃町内多地内配水管移設工事				
工 事 場 所	津市 安濃町内多		地内		
工 事 概 要	配水管布設工 D I P φ100mm L=84.9m 配水管布設工 D I P φ75mm L=7.0m 仕切弁設置工 φ100mm N=2箇所 仕切弁設置工 φ50mm N=1箇所 消火栓設置工 単口地下式 N=1箇所				
工 期	契約締結の日から 平成20年10月3日 まで				
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店（本社）			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｸｸﾞ】安芸	【地区】安濃	【格付】B・A1・A2	
		【ﾌﾟﾛｸｸﾞ】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里	【格付】B	
		【ﾌﾟﾛｸｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同種工事 実績要件				
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（専任配置）		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成20年7月7日 まで			
	閲 覧 場 所	水道総務課			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成20年7月7日 まで			
	販 売 店	（株）石原ソフトエンジニアリング 津市幸町19-14 TEL 059(226)1166			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留・配達記録郵便に限る）			
	提 出 期 限	平成20年7月7日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 津中央郵便局留 津市水道局 水道総務課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成20年7月10日 午前10時00分 津市水道局2階 入札室				
予 定 価 格	6,092,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成20年6月23日		工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成20年度 工務第30号 公共下水道事業及び排水路改修事業に伴う久居北口町及び久居東鷹跡町地内配水管移設工事				
工 事 場 所	津市 久居北口町及び久居東鷹跡町 地内				
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ150mm L＝32.1m 配水管布設工 PPφ50mm L＝40.0m 仕切弁設置工 φ50mm N＝3箇所 不断水仕切弁設置工 φ150mm N＝4箇所				
工 期	契約締結の日から 平成20年9月26日 まで				
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店（本社）			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾞﾛｯｸ】久居・一志	【地区】久居	【格付】B・A1・A2	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】久居・一志	【地区】一志・白山・美杉	【格付】B	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技 術 者 要 件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（専任配置）		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成20年7月7日 まで			
	閲 覧 場 所	水道総務課			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成20年7月7日 まで			
	販 売 店	（株）石原ソフトエンジニアリング 津市幸町19-14 TEL 059(226)1166			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留・配達記録郵便に限る）			
	提 出 期 限	平成20年7月7日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 津中央郵便局留 津市水道局 水道総務課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成20年7月10日 午前10時15分 津市水道局2階 入札室				
予 定 価 格	7,819,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成20年6月23日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成20年度 工務第26号 公共下水道事業に伴う一志町高野地内配水管移設工事			
工 事 場 所	津市 一志町高野 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ75mm L=281.5m 不断水仕切弁設置工 φ100mm N=1箇所 配水管布設工 PPφ50mm L=316.1m 不断水仕切弁設置工 φ75mm N=1箇所 仕切弁設置工 φ75mm N=6箇所 仕切弁設置工 φ50mm N=10箇所 消火栓設置工 単口地下式 N=2箇所			
工 期	契約締結の日から 平成20年11月28日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店（本社）		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】 久居・一志	【地区】 一志	【格付】 B・A1・A2
		【ブロック】 久居・一志	【地区】 久居・白山・美杉	【格付】 B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（専任配置）	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成20年7月7日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成20年7月7日 まで		
	販 売 店	（株）石原ソフトエンジニアリング 津市幸町19-14 TEL 059(226)1166		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留・配達記録郵便に限る）		
	提 出 期 限	平成20年7月7日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 津中央郵便局留 津市水道局 水道総務課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成20年7月10日 午前10時30分 津市水道局2階 入札室			
予 定 価 格	19,306,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成20年6月23日	工 事 担 当 課	工務課
工 事 名	平成20年度 工務第19号 公共下水道事業に伴う一志町井関地内配水管移設工事		
工 事 場 所	津市 一志町井関 地内		
工 事 概 要	配水管布設工 D I P φ100mm L=183.1m 仮設管布設工 P P φ50mm L=127.5m 配水管布設工 D I P φ75mm L=137.7m 仮設管布設工 P P φ40mm L=72.0m 仕切弁設置工 φ100mm N=5箇所 仮設仕切弁設置工 φ50mm N=6箇所 仕切弁設置工 φ75mm N=4箇所 仮設仕切弁設置工 φ40mm N=2箇所 仕切弁設置工 φ50mm N=8箇所 不断水仕切弁設置工 φ75mm N=3箇所		
工 期	契約締結の日から 平成21年1月30日 まで		
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）		
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般	
	所在地要件	市内本店（本社）	
	格 付 要 件	あり	
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾞﾛｯｸ】 久居・一志	【地区】 久居・一志・白山・美杉
		【ﾌﾞﾛｯｸ】 安芸	【地区】 河芸・芸濃・美里・安濃
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】
	同 種 工 事 実 績 要 件		
	技 術 者 要 件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（専任配置）
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）
	その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者	
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成20年7月7日 まで	
	閲 覧 場 所	水道総務課	
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成20年7月7日 まで	
	販 売 店	（株）石原ソフトエンジニアリング 津市幸町19-14 TEL 059(226)1166	
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留・配達記録郵便に限る）	
	提 出 期 限	平成20年7月7日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 津中央郵便局留 津市水道局 水道総務課 宛	
開 札 日 時 及 び 場 所	平成20年7月10日 午前10時45分 津市水道局2階 入札室		
予 定 価 格	22,911,000 円 （税抜き）		
最低制限価格	有		
入札保証金	免 除		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。		

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成20年6月23日	工 事 担 当 課	浄水課	
工 事 名	平成20年度 浄水第15号 河芸上野配水池ほか2施設次亜塩素注入装置設置工事			
工 事 場 所	津市 河芸町上野ほか2町 地内			
工 事 概 要	次亜塩素注入装置の設置 1式 上記機器の取付・配管・配線工事 1式 鋼製簡易倉庫の設置 1式 試運転調整・実負荷運転 1式			
工 期	契約締結の日から 平成20年8月31日 まで			
発 注 業 種	機械器具設置			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（愛知県、岐阜県、三重県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	工事種別	過去5年間に於いて官公庁等が発注した工事（修繕を含む）で元請として、浄水施設又は配水施設における薬品注入装置の製作又は据付の実績を有する者であること。	
		機械器具設置		
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（専任配置）	
現場代理人		常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成20年7月7日 まで		
	閲覧場所	水道局 水道総務課		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成20年7月7日 まで		
	販売店	（株）石原ソフトエンジニアリング 津市幸町19-14 TEL 059-226-1166		
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留・配達記録郵便に限る）		
	提出期限	平成20年7月7日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 津中央郵便局留 津市水道局 水道総務課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成20年7月10日 午前11時00分 津市水道局 2階 入札室			
予 定 価 格	3,047,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成20年6月23日	工 事 担 当 課	浄水課	
工 事 名	平成20年度 浄水第14号 高茶屋浄水場ろ過池洗浄水槽流出弁取替修繕			
工事場所	津市 高茶屋小森町	地内		
工事概要	電動蝶型弁φ600mmの設置 1式 流出弁操作盤の設置 1式 付帯電気設備 1式 既設手動仕切弁φ600mmの撤去 1式			
工 期	契約締結の日から 平成20年12月12日 まで			
発注業種	機械器具設置			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（愛知県、岐阜県、三重県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実績要件	工事種別	過去5年間に於いて官公庁等が発注した工事（修繕を含む）で元請として、口径400mm以上の電動弁の製作又は据付の実績を有する者であること。	
		制御弁類		
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（専任配置）	
現場代理人		常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成20年7月7日 まで		
	閲覧場所	水道局 水道総務課		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成20年7月7日 まで		
	販売店	（株）石原ソフトエンジニアリング 津市幸町19-14 TEL 059-226-1166		
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留・配達記録郵便に限る）		
	提出期限	平成20年7月7日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 津中央郵便局留 津市水道局 水道総務課 宛		
開札日時及び場所	平成20年7月10日 午前11時15分 津市水道局 2階 入札室			
予定価格	11,336,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	無			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成20年6月23日	業 務 担 当 課	工務課
業 務 名	平成20年度 浄水第11号 高茶屋浄水場紫外線及び除鉄処理施設実施設計業務委託		
業 務 場 所	津市 高茶屋小森町 地内		
業 務 概 要	紫外線及び除鉄処理施設実施設計業務 1 式		
期 間	契約締結の日から 平成21年 2月25日 まで		
発 注 業 種	土木関係コンサルタント		
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業 種	土木関係コンサルタント
		部 門	上水道及び工業用水道
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規程による登録を受けていること	
	所在地要件	市内本店（本社）又は市内支店等	
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店（本社）	営業収入金額を有すること
		市内支店等	営業収入金額を有すること
	同種業務 実績要件	過去5年間に於いて官公庁等が発注した業務で、浄水施設の設計業務の実績を有する者であること	
技術者要件	管理技術者	同業種（同部門）に係る技術士（専任配置）	
	照査技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者	
その他要件			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成20年7月7日 まで	
	閲 覧 場 所	水道総務課	
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成20年7月7日 まで	
	販 売 店	（株）石原ソフトエンジニアリング 津市幸町19-14 TEL 059-226-1166	
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留・配達記録郵便に限る）	
	提 出 期 限	平成20年7月7日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 津中央郵便局留 津市水道局 水道総務課 宛	
開 札 日 時 及 び 場 所	平成20年7月10日 午前11時45分 津市水道局 2階 入札室		
予 定 価 格	12,494,000 円 （税抜き）		
最低制限価格	有		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。		

津市監査委員告示第7号

平成20年4月22日に提出された「津市職員措置請求書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき行った監査の結果を、同年6月17日に下記のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

平成20年6月20日

津市監査委員	岡	部	高	樹
同	前	田	勝	彦
同	大	野		寛
同	山	中	利	之

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求は、平成20年4月22日に受理した。

2 請求人

住所 三重県津市

氏名 省略

3 請求の概要

本件措置請求書、添付された事実を証する書類（以下「添付書類」という。）の内容及び請求人の陳述から、本件監査請求の概要は、以下のとおりであると理解した。

なお、請求人の陳述は、平成20年4月30日に聴取した。

（1）請求の要旨

津市長松田直久（以下「市長」という。）は、津市職員の定年等に関する条例（平成18年津市条例第31号。以下「職員定年条例」という。）第2条の規定により定年退職すべき防災危機管理室長の中西秀輝（以下「本件職員」という。）について、職員定年条例第4条第1項第1号の定年退職の特例の規定を適用し、平成20年3月31日付けで、現職のまま、その定年を延長（以下「本件定年延長」という。）した。

本件定年延長の理由は、本件職員が、現職において、「災害、事故又は事件等による緊急の事態への対処及び職員への暴力行為や不当要求行為等の対応並びに職員に対するこれらの指導については、当該職員が三重県警察において培った知識、技能及び経験が十分に活用されているところですが、今後も引き続き、これらの対応及び指導において余人を持って替え難い」（添付書類「職員の勤務延長について（伺い）」（以下「本件定年延長起案文書」という。））としている。

職員の定年退職の特例については、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の3第1項は、「その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別な事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるとき」は、条例で定めるところにより、その職員の勤務を延長できる旨定め、職員定年条例第4条第1項第1号は、職員の勤務を延長する要件の一つとして、「当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき」と定めており、これらの要件の該当性は、あくまで客観的に判断されなければならないものである。

しかし、防災危機管理室長の職は、事務職、技術職の一般職で充分その職務遂行の機能が果たせるものであり、特殊な技術・技能の必要性はなく、また、本件職員の警察における経歴をもって特殊な技術・技能と呼べるものではない。

さらに、平成19年第3回津市議会定例会において、本件職員の採用に関して「勤務延長など当初から視野に入れての対応だったのか」という質問に対し、市長公室長（当時）は「初めから予定はしておりません」と答弁（添付書類「平成19年第3回津市議会定例会会議録」）しており、余人をもって替え難い能力又は特別の事情があることなどは一切触れていない。

以上のことから、本件定年延長は、地公法第28条の3第1項及び職員定年条例第4条第1項第1号に違反し、無効である。

（2）求める措置の内容

監査委員は、市長に対し、本件定年延長を取り消すよう勧告することを、請求するものである。

第2 監査の結果

1 確認した事実

市長は、職員定年条例第4条第1項第1号の規定に基づき、本件職員の勤務を平成21年3月31日まで延長するため、平成20年3月19日付けで、本件定年延長起案文書を決裁し、同日付けで、同条第3項の規定に基づく本件職員の同意を得て、同月31日付けで、本件定年延長を発令した。

2 結論

本件措置請求書、添付書類の内容及び請求人の陳述を総合的に監査したところ、本件監査請求は適法な監査請求であると認めることはできないと判断したため、これを却下する。

3 結論に至った理由

結論に至った理由は、次のとおりである。

(1) 監査請求の対象事項

法第242条第1項に基づく監査請求は、地方公共団体の財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象となる事項は、同項の定めるところにより、公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担又は公金の賦課、徴収若しくは財産の管理を怠る事実に限られ、これらの事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものであり、地方公共団体の長又は職員等によるこれらの財務会計上の行為又は事実が、違法又は不当であると認められるときは、それによって当該地方公共団体が被った財産上の損害の補填のため、又は損害を被ることを防止するための必要な措置を講ずべきことを請求することができるものである。

したがって、監査請求が適法と言えるためには、その対象とする事項が、財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものでなければならない。

(2) 本件監査請求に係る判断

前記趣旨のもと、本件監査請求について見ると、請求人の主張は、本件定年延長は違法に当たるので、市長に対し、本件定年延長を取り消すよう勧告することを求めたものである。

したがって、本件監査請求が適法と言えるためには、本件定年延長の行為が、財務会計上の行為に当たると評価し得る場合でなければならない、よって、この点について判断する。

地方公共団体の職員の定年制は、職員の新陳代謝を計画的に行うことに

より組織の活力を確保し、もって公務能率の維持増進を図ることを目的として、法律及び条例の定めるところにより、一定の年齢に達したことを理由として自動的に退職する制度であるが、地公法第28条の3は、地方公共団体の事務事業が多種多様であることなどをかんがみ、定年制の特例として、特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上必要であると認められる場合には、その職務の遂行に支障が生じることがないように、定年制の趣旨を損なわない範囲で、定年の延長を認めるものである。

したがって、地方公共団体の職員の定年延長に係る任命権者の決定行為は、当該任命権者がもっぱら公務上の見地に基づいて当該職員の定年を延長すべきか否かを判断し、これが肯定される場合において、当該職員の同意により決定されるものである。そして、定年制が法律及び条例事項とされるのは、地方公共団体とその職員の関係が、私法上の雇用契約ではなく、公法上の処分に基づくものであることを前提としており、よって、その特例となる定年延長に係る決定行為は、当該職員の同意に基づくものであっても、これを私法上の契約とは解することはできないのであり、このような法的性質に照らせば、財務会計上の行為に当たると評価することはできない。

もっとも、本件定年延長により、本件職員がその職務に従事したことに伴い、給与が支払われることになるが、それは本件職員による労務提供の対価として、市がその債務を負担するものであり、本件定年延長による本来的、直接的効果と言えるものではない。

なお、請求人は、その陳述の際に提出した「補足説明書」において、本件職員の「任用そのものが違法」である旨主張しているが、当該主張は、請求人が平成19年5月23日付けで提出した「津市職員措置請求書」に係る主張であると認められることから、これに反復して本件監査請求をすることは、法第242条の許容するところではないのであり、本件監査請求において判断するものではない。

以上のことから、本件監査請求は、法第242条第1項が監査請求の対象とする財務会計上の行為又は事実のいずれにも該当しない事項を対象とするものとして、不適法たる評価を免れないものと判断した。

以上

津市監査委員告示第 8 号

津市監査事務局規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 20 年 6 月 27 日

津市監査委員	岡	部	高	樹
同	前	田	勝	彦
同	大	野		寛
同	山	中	利	之

津市監査事務局規程の一部を改正する告示

津市監査事務局規程（平成 18 年津市監査委員告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 健全化判断比率、資金不足比率等の審査に関すること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。